

## 北見まちづくりパワー支援補助金取扱要領

北見市が北見自治区においてまちづくりパワー支援補助金を交付する際の事務取扱について、「まちづくりパワー支援補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）の定めによるもののほか、この「北見まちづくりパワー支援補助金取扱要領」（以下、「要領」という。）の定めによるものとする。

### 1 事務局

補助金の事務を行う事務局を企画財政部地域振興課に置く。

### 2 応募者

応募者は、代表者の住所及び事務所が北見自治区内にあること。

### 3 補助事業を行う場所

補助事業を行う主たる場所は、北見自治区内とする。

### 4 補助期間

(1) 補助金を交付する期間は、同一補助事業者が行う事業につき、3か年度以内とする。ただし、申し出により、補助期間を最大2か年度間延長することができる。

(2) 補助期間の延長の可否は、北見まちづくり協議会での協議により決定する。

### 5 補助金額の上限

補助金の額は、補助期間1年度目の事業においては補助対象経費の10分の9、2年度目においては10分の8、5、3年度目においては10分の8の額を、それぞれ上限とする。なお、事業を延長して行うことが認められた場合に限り、4年度目においては10分の7、5年度目においては10分の5の額を、それぞれ上限とする。

### 6 応募書類の確認

事務局は、応募者から提出された応募書類について、要綱第9条に規定する書類及び応募に係る次の各要件の確認を行う。

- (1) 補助事業者として認められるか
- (2) 補助対象事業として認められるか
- (3) 補助対象経費として認められるか

### 7 審査方法

- (1) 応募された事業の審査は北見まちづくり協議会が行い、審査員には北見まちづくり協議会委員が就く。
- (2) 審査は公開審査によって行い、応募者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 審査員は、審査評価シート（様式第1号）での採点によって評価を行う。
- (4) 審査員は、自己が構成員である応募団体の審査には参加することができない。

### 8 審査基準

審査員は、審査評価シートにおける評価項目について審査し、補助金交付の適否を判断する。

## 9 評価の方法

- (1) 事務局は、審査員が採点した評価点数を集計し、応募事業ごとに平均点数を算出する。なお、平均点数の算出にはトリム平均による方式を用いることとし、評価点のうち最高点及び最低点各1人分の評価点数を除いて平均点数を算出することとする。
- (2) 評価点数及び平均点数の最高点は15点とする。
- (3) 平均点数（小数点第3位を四捨五入）が5点以上の応募事業を平均点数の高いものから順に採択候補事業とし、その他の事業は不採択とする。
- (4) 採択候補事業は、補助係数表（様式第2号）により4段階のランク付けを行い、補助係数を決定する。
- (5) 補助金額の算出方法は、要望額に補助係数を乗じて算出した額（千円未満切り捨て）とする。
- (6) 採択候補事業の補助金額の合計が市の既定予算額を超える場合は、評価の平均点数が高いものから順に予算の範囲内で実施可能である事業を採択し、その他の事業は不採択とする。

## 10 再募集の実施

- (1) 予算残額（市の既定予算額から採択候補事業の補助金額の合計を差し引いた額）が50万円以上となった場合は、再募集を実施する。
- (2) 当該年度における初回の審査で応募事業が不採択となった応募者は、初回審査時と異なる事業に限り、再募集に対して応募することができる。
- (3) 再募集の時期は応募要領において別に定める。

附則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

審査評価シート

審査員氏名 \_\_\_\_\_

評価項目	補助事業評価指標 (評価の観点の例)	各事業の評価点数									
		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10
① 社会的 公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の個人や団体の利益活動でないか</li> <li>会員相互の親睦活動でないか</li> <li>趣味、娯楽が主目的の活動でないか</li> </ul>										
② 地域的 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>北見市総合計画に掲げる自治区のめざす方向性に合致している事業か</li> <li>地域にとって有益な事業か</li> <li>特定の個人や団体の活動にとどまらず、多くの住民が参画、交流できるか</li> <li>地域住民が関心を持てる事業であるか</li> </ul>										
③ 地域 貢献度	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源が活かされているか</li> <li>地域の歴史・文化・自然・環境などの特性が活かされているか</li> <li>地域の課題をとらえ解決する活動であるか</li> <li>地域の活性化につながる活動であるか</li> </ul>										
④ 実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の目的や内容が分かりやすく、はっきりしているか</li> <li>計画内容、実施体制が十分に検討されているか</li> <li>適正な予算規模・内容であるか、収支計画に無理はないか</li> <li>住民自らが汗をかいて行う事業か</li> <li>関係機関・団体等との必要な協議がなされているか</li> </ul>										
⑤ 将来 発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続、定着の可能性は高いか</li> <li>継続的な自主財源の確保が可能か</li> <li>内容を年々充実させていく計画であるか</li> <li>新しい活動展開の可能性はあるか</li> <li>継続するための組織体制はあるか</li> </ul>										
合 計											

評価点数基準（絶対評価）

3	大変良い	指標を満たし、特にすぐれた補助事業として他の活動団体のモデルとなる。
2	良い	指標を満たし、すぐれた補助事業として認めることが適当である。
1	普通	指標を概ね満たし、補助事業として問題ない。
0	良くない	指標を満たすことが困難で、補助事業として認めることが適当でない。

## 補助係数表

ランク	平均点数	補助係数
1	12 以上	10/10
2	9 以上 12 未満	9/10
3	7 以上 9 未満	8/10
4	5 以上 7 未満	7/10